

【教育指導課】 いじめの防止に向けて

～いじめ防止のために～

令和7年10月7日

日野市教育委員会教育部教育指導課



テーマ 「いじめの防止に向けて」

①いじめの状況、 教育委員会の取り組み事例

教育委員会事務局から資料2に基づき、教育委員会が取り組んでいる現状のご説明。

【意見交換のテーマ】教育委員会と市長部局が互いに協力・連携した「いじめの防止」について

②いじめの防止に向けた意見交換 1) 市教育委員会 2) 市長

- ・教育委員会・市長部局が「いじめの防止」、「いじめへの対策」または「いじめの取り組み」で感じていることについて意見交換。
- ・互いの連携で必要となる部分を共有し、今後の施策に繋げていく。

1. いじめの認知件数

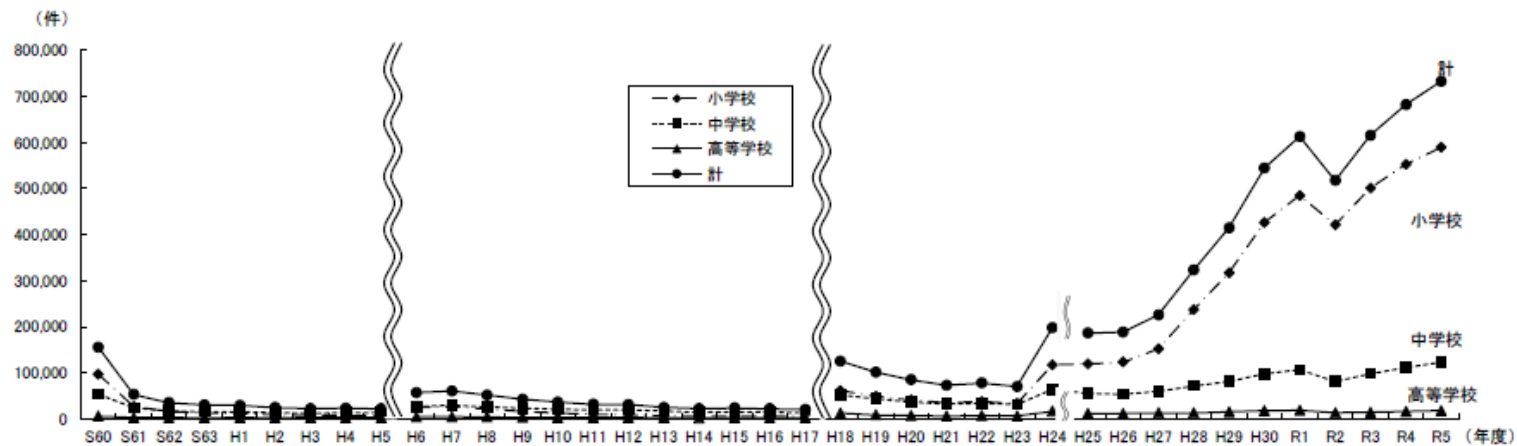


2. いじめの状況

① いじめの認知件数

	認知件数	(前年度)	児童生徒 1,000 人当たり認知件 数	(前年度)
小学校	588,930 件	(551,944 件)	96.5 件	(89.1 件)
中学校	122,703 件	(111,404 件)	38.1 件	(34.3 件)
高等学校	17,611 件	(15,568 件)	5.5 件	(4.9 件)
特別支援学校	3,324 件	(3,032 件)	22.3 件	(20.7 件)
計	732,568 件	(681,948 件)	57.9 件	(53.3 件)

<参考2> いじめの認知(発生)件数の推移グラフ





2. 条例を設置する目的

平成25年施行「いじめ防止対策推進法」から、令和8年4月に「（仮称）いじめ防止対策推進条例」を設置する主な理由は以下のとおりとなります。

（１）いじめ重大事態件数等の増加への対応

- ◎いじめ重大事態に至る、または早期発見でいじめ重大事態に至らないまでも、いじめに関わる認知件数が増加していること。
- ◎不登校等間接的な原因にも関わる件数が増えていること。

（２）法的な根拠に基づいた運営

- ◎条例の下で、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置、また附属機関等を設けながら「（市長部局）再調査委員会」を設置をすることが可能。

（３）広く市民等への周知

- ◎いじめの基本理念
- ◎いじめの定義
- ◎関係者（市、市教育委員会、学校（教職員）、保護者等）への責務・役割を明示

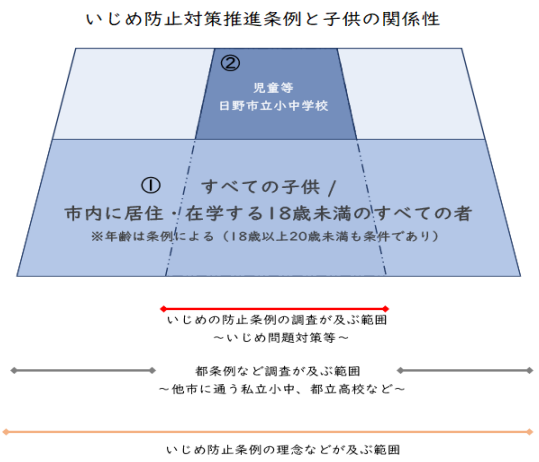


検討委員会で議論をいただいた、いじめ防止対策推進条例骨子の成り立ち

(1) 条例の前文設置

◎前文では、条例制定の目的や基本理念を補完するために、いじめの防止等に向けて、条例をどのように具現化するのかを、わかりやすく平易な言葉で示している。
※都内38団体中（10団体）

(2) いじめ防止対策推進条例（子ども条例・子どもオンブズ条例）と「子供」の対象範囲、調査範囲



図式	対象条例	用語	対象
①	（子ども・オンブズ）条例/ いじめ防止条例 理念（10条まで）	子ども / すべての子供	市内に居住・在学する18歳未満のすべての者など ※年齢は条例による（18歳以上20歳未満も条件であり）
②	いじめ防止条例 実務（11条以降）	児童等	日野市立小中学校等に在籍する児童・生徒

